

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>企業再生支援機構の地域経済活性化支援機構への改組・機能拡充に伴う所要の措置</p> <p>(国)(法人税:義)</p> <p>(地)(法人住民税、事業税:義)</p> <p style="text-align: right;">(新設・延長・拡充)</p>
2	要望の内容	<p>1. 貸倒引当金の適用対象法人とすること(旧機構について法人税法第52条第1項第2号ハ、法人税法施行令第96条第4項第13号)</p> <p>2. 機構単独債権放棄における企業再生税制の適用 「(株)地域経済活性化支援機構」(以下「新機構」という。)単独で買取債権につき債務放棄する場合に、借り手企業における債務免除益について、資産売却による損の実現を待たずに評価損の損金算入ができるとともに期限切れ欠損金の優先利用を認めること((株)企業再生支援機構(以下「旧機構」という。))について法人税法第33条第4項、第59条第2項)</p> <p>3. 法人事業税の資本割にかかる課税標準の特例措置に関する以下の事項 ・旧機構と同様に、資本金等の金額を銀行法に規定する銀行の最低資本金(20億円)とみなす資本割の課税標準の特例措置を適用可能とすること(地方税法第72条の12第1項第1号ロ)</p>
3	担当部局	金融庁監督局総務課
4	評価実施時期	平成25年2月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	機構の設立から業務の完了により解散するまでの期間(平成25年度～(最長)34年度)
7	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(以下「経済対策」という。)においては、「地域の再生現場の強化や地域経済活性化に資する支援を推進するため、企業再生支援機構の「地域経済活性化支援機構」(仮称)への改組・機能拡充を行う。」こととされ、新たな業務の執行に必要な資金を平成24年度補正予算において措置するとともに、補正予算関連法案として、旧機構の名称の変更、業務追加等を行う改正案を第183回通常国会に提出することとされた。本経済対策を踏まえ、平成24年度末における機構の改組・機能拡充へ向けて、所要の準備を行っていく。</p> <p>このため、旧機構の新機構への改組・機能拡充に伴う税制上の所要の措置を講じることにより、新機構において、金融機関から債権を買い取り、再生計画を策定して債権放棄を行うという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化にとって有用であり、地域活性化支援業務の遂行上必要不可欠である。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>【緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)】</p> <p>「地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を推進するため、企業再生支援機構の「地域経済活性化支援機構」(仮称)への改組・機能拡充を行う。」</p> <p>このため、新たな業務の執行に必要な資金を平成24年度補正予算において措置するとともに、補正予算関連法案として、旧機構の名称の変更、業務追加等を行う改正案を第183回通常国会に提出した。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>新機構による再生支援(決定)件数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>旧機構の新機構への改組・機能拡充に伴う税制上の所要の措置を講じることにより、新機構において、金融機関から債権を買取り、再生計画を策定して債権放棄を行うという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化にとって有用である。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p><<適用数の実績把握>></p> <p>平成21年度 3件(22年1月～3月) 平成22年度 11件(22年4月～23年3月) 平成23年度 11件(23年4月～24年3月) 平成24年度 3件(24年12月現在) 合計28件</p> <p><<適用数の将来予測>></p> <p>46社 以上</p> <p>※新機構への改組・機能拡充に伴い、旧機構と比して多くの再生支援が見込まれる。</p> <p>【算出方法】</p> <p>①旧機構における再生支援の実績(機構設立(21年10月)以降3年間で28件)</p> <p>②再生支援期間の延長期間を5年と仮定</p> <p>※① * 5/3 = 46社</p>

		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 旧機構の新機構への改組・機能拡充に伴う税制上の所要の措置を講じることにより、新機構において、金融機関から債権を買取り、再生計画を策定して債権放棄を行うという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化にとって有用である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑化する税制上の措置を講ずることにより、新機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては再生計画策定健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する円滑な支援が実施されず、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化が進まない恐れがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 旧機構の新機構への改組・機能拡充に伴う税制上の所要の措置を講じることにより、新機構において、金融機関から債権を買取り、再生計画を策定して債権放棄を行うという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化にとって有用である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>⑬租特の手段をとる必要性・適切性 旧機構の新機構への改組・機能拡充に伴う税制上の所要の措置を講じることにより、新機構において、金融機関から債権を買取り、再生計画を策定して債権放棄を行うという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化にとって有用で、手段として妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>⑭他の政策手段との役割分担 平成24年度補正予算において、「(株)地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等のための預金保険機構への出資金30億円を措置しているが、新機構が地域活性化ファンド及び事業再生ファンドの運営に地域金融機関とともに参加する際に必要となる出資に係る措置である。 一方、当該要望は、支援期間を通じて新機構の財産基盤を維持しつつ、新機構が直接行う再生支援に関する要望のため、予め予算措置によって代替することは不可能である。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	旧機構の新機構への改組・機能拡充に伴う税制上の所要の措置を講じることにより、企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化にとって有用であることから、地方公共団体にとって必要な措置である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	今回が初めてである。